

# アニメ・チャリティオークション規約

平成18年3月

本規約は有限責任中間法人 日本動画協会（以下「AJA」という。）と東京国際アニメフェア実行委員会（以下「TAF 実行委員会」という。）が主催する「アニメ・チャリティオークション」を通じて出品物を売買する際の諸規則を定めたものです。事前によくお読みいただき、各条項をご了解の上オークションにご参加ください。

## 本規約で使用される基本用語について

ロット：

オークション出品物にはすべてロット番号がつけられ、この番号が付けられた出品作品をロットと呼びます。ロットは一つのことでもあれば、複数点がセットとなっている場合もあります。競売はこのロット番号の順に行われます。

落札者：

「アニメ・チャリティオークション」において最高の購入価格を提示し、それをオークションにアーに認定された購入者。

## 第1章 総則

### 第1条 名称

AJA と TAF 実行委員会（以下「主催者」という。）が主催するオークションを「アニメ・チャリティオークション」と称する。

### 第2条 目的

アニメ・チャリティオークションは、公平厳正なるオークションの運営により、落札代金を、社会福祉活動のために寄付することを目的とする。

### 第3条 所在地

オークション会場の所在地は以下のとおりとする。  
東京国際アニメフェア2006 会場（東京ビッグサイト）

### 第4条 取引方法

「アニメ・チャリティオークション」は公開のオークションであり、競り上げ方式とする。日本円を表示および決済通貨とする。また、オークションの終了時間は、主催者の時刻を基準とする。

オークションには、当日の会場受付で誰でも参加できる。しかし、主催者は独自の判断で、理由を告げず、競売参加を拒否する権利を有する。

### 第5条 オークション形式について

「アニメ・チャリティオークション」は下記2種のオークション形式を採用する。

1. ステージオークション（ステージ上で挙手制によるオークション）
2. サイレントオークション（展示物に落札価格を投票するオークション）

### 第6条 運営上の免責

「アニメ・チャリティオークション」において、コンピューターや設備等の故障、その他不測の事態により運営できない場合には、これによる損害について、主催者は、賠償の責任

を負わないものとする。

## **第7条 主催者の権限**

主催者は、オークション会場におけるオークション運営について、自己の自由な裁量に基づき、以下の権限を保有する。

- ・スタート価格や競り上がり価格の幅について、出品作品の価値から判断して、妥当と思われる独自の判断で決定してオークションを進行できる。
- ・同額の入札者が2名以上いた場合の落札者を決定する事が出来る
- ・落札者をその場で決定するか、または引き上げて再度のオークションを行うかの決定を行う事が出来る。
- ・落札者の落札価格などについての紛争が生じた場合は、それに裁定することが出来、関係者は全てその裁定に従わなくてはならない。
- ・入札価格の如何を問わず、入札を拒否する権利を保有する。
- ・複数のロットを統合したり、一つのロットを分割したりすることができる。
- ・入札者が真に落札する意思のない入札を行ったと共催社が判断した場合、主催者は入札を取り消すことができる。

## **第8条 準拠法について**

本規約がよって立つ法的根拠と管轄裁判所本規約は日本国の法律をその法的根拠とし、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

## **第2章 競売に参加するにあたっての規約**

### **第1条 参加者の義務**

参加者は、本規約及びこれに付随する諸規則を遵守しなければならない。また、オークションの参加に際しては、他の参加者の迷惑となる行為や、オークションの正常な運営を阻害する行為、秩序を乱す行為をしてはならない。

### **第2条 入札について**

入札する際は、一度入札した価格・数量等を取り消すことはできない。また、出品者は自分が出品しているオークションには入札できない。

### **第3条 落札者の義務**

落札者には、下記の義務が発生する。

- ・落札者には身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証など）の提示を主催者側より求められた場合は拒否できない。
- ・落札者は主催者から要請があった場合、落札後に所定の落札確認書に署名・捺印・記入を行う。
- ・落札者は、出品者から落札価格で商品を購入する義務がある。

### **第4条 購入代金と支払について**

購入について、以下内容を定める。

- ・クレジットカードによる支払いは受け付けない。現金のみの対応とする。
- ・ステージオークションの場合の支払いは、当日のオークション会場で、現金にて購入代金を支払う。後日の支払いは認めない。
- ・サイレントオークションの場合の支払いは、主催者が指定する支払い先に、落札後の支払い期限（オークション開催日から7日間以内）に支払う。落札者の支払いが期限内になされない場合は、「落札者の支払い義務不履行」の条項の適用を受けることになる。

## 第5条 落札者の支払い義務不履行について

・ステージオークションの場合は、その場で落札価格を支払えない場合は、売買契約の解除を主催者は行う事ができる。

・サイレントオークションの場合は、定められた支払い期限を過ぎ、落札者に購入代金の支払いを催告しても支払いがなされない場合、主催者は売買契約の解除を行うことができる。また、登録された住所に誤りなく送付された支払い催告状が受取人不在、転居先不明または受け取りが拒否された場合も、落札者に売買契約履行の意思がないものと見なし、売買契約を解除できる。売買契約は、落札者の登録住所に解除通知を発送した時点で受取人の住所不明、受取り拒否に関わりなく、解除されたものとする。

・ステージオークション・サイレントオークションそれぞれ、落札者との売買契約が解除された場合、購入権利は次点の最高落札価格を掲示した者に移行する。

## 第6条 落札ロットの引き取り方法

・ステージオークションの場合は、当日の会場内での落札価格の支払いが確認された時点で、引き渡しを行う。引き渡し後は、落札者自らの責任、費用負担で梱包、配送の手配を行う。また、落札ロットは、現状有姿のまま落札者に引き渡され、主催者は瑕疵担保責任を問われない。

・サイレントオークション  
支払い期限内の購入代金支払いが確認された時点で、配送の手続きを行う。当日会場での引き渡しは行わない。配送作業については、輸送料・保険料などの負担は、落札者側の負担とする。また、輸送中の事故については、主催者の責任は問われない。

## 第3章 私的利用の制限および商業目的利用の禁止について

別段の定めのない限り、出品物全てについては、落札者が私的かつ非商業目的で使用するために、出品者及び主催者が提供するものである。入札者及び落札者は、「アニメ・チャリティオークション」を通じて入手するいかなる出品物に対しても、出品者及び主催者の事前の書面による承諾を受けることなく、変更、複写、頒布、送信、表示、上映、複製、出版、許諾、二次的著作物の作成、譲渡あるいは販売、他のオークションへの出品（ネットオークションも含む）のほか主催者が不相当と判断する行為を行うことは出来ない。また、出品者及び主催者からの事前に書面による承諾を受けることなく、いかなる態様であることを問わず営利的目的又は方法で「アニメ・チャリティオークション」に参加することは出来ない。

## 第4章 落札者情報について

主催者は、以下に定める場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供しない。

・裁判所・検察庁・警察・弁護士会又はこれに準じた権限を有する機関から、情報開示を求められた場合

・保険金請求の為に保険会社に開示する場合

・その他の正当な理由がある場合